

名寄市立大学同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は名寄市立大学同窓会と称する。

第2条 本会は会員相互の親睦を深め、母校の向上発展を助長し、併せて社会文化の向上に貢献することを目的とする。

第3条 本会は事務局を名寄市立大学内に置く。なお、会員在住の地方に支部を設けることができる。

第2章 会 員

第4条 本会の会員は正会員、名誉会員とする。

第5条 正会員は名寄市立大学及び市立名寄短期大学卒業生とする。会員は姓名、職業、住所に異動あった時はその都度本会に報告する。

第6条 名誉会員は名寄市立大学の職員、旧職員及び市立名寄短期大学の旧職員とし、また、母校に縁故あるもので役員会の推薦した者とする。

第7条 本会は名誉会員の中より下記の名誉役員を置く。

(1) 名誉会長 1 名(学長)

(2) 顧問 若干名

第8条 正会員は会則の定めるところに従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

第3章 役員及び役員会

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

(2) 副会長 2 名

(3) 理 事 若干名(理事長1名、常務理事若干名)

(4) 会計監査 2 名

第10条 役員は正会員から、総会において選出し、任期は5年とする。埋事に欠員が生じ、会務に支障が生じた場合は、役員会で埋事を選出する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第11条 役員は次の通り任務を掌握するものとする。

(1) 会長は本会を総轄し、本会を代表する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはそれを代行する。

(3) 理事は会務を処理する。

(4) 理事長は会務を総覧し、常務理事は会計2名、書記2名を各々互選しその任にあたる。

第12条 役員会は役員を以って構成し、議長はその都度選出する。

第13条 役員会の議事は、役員の半数以上の出席により、議決はその過半数を以って決定する。

第 4 章 事 業

第 14 条 本会における事業として下記のことを行う。

- (1) 通常総会は 5 年毎に開催する。なお会長または役員会が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。
- (2) 会報を発行する。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第 5 章 会 費

第 15 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入を以ってこれにあてる。

第 16 条 会費は入会に先立ち、次のように納入するものとする。

- (1) 入会金 2, 000 円
- (2) 終身会費 3, 000 円

(本会則は昭和 39 年 4 月 1 日より施行)

(本会則は昭和 58 年 8 月 26 日改正)

(本会則は平成 2 年 8 月 1 日改正)

(本会則は平成 7 年 8 月 1 日改正)

(本会則は平成 20 年 10 月 5 日改正)

(本会則は令和 5 年 11 月 4 日改正)